転校することが決まったら

中島村教育委員会

1 村外転出の手続きについて

- (1) 現在通学している学校に転出の連絡をしてください。内容は、最後に学校へ登校する日 ・新住所・住所を異動する予定の日・転校後の学校名・連絡先などです。
- (2) 学校から転学届を受領し、必要事項を記入・押印後、学校へ提出してください。
- (3) 学校から、証明済の**転学届・在学証明書・教科書給与証明書・氏名ゴム印**を受け取り、 給食費・諸会費の精算を行ってください。
- (4) 村役場で住民票異動手続き(転出届)をして、転出証明書を受領してください。 次に、村教育委員会へ行き、学校から受領した**転学届**を提出してください。
- (5) 異動先の市町村役場で、「**3 転入の手続きについて**」の流れで手続きを行ってください。市町村によって手続きの流れが違うのでご注意ください。
- (6) 村外から中島村立学校への就学を希望する場合には、「区域外就学願」を提出する必要がありますので中島村教育委員会へご連絡下さい。

2 村内転居の手続きについて(学区が変わる場合)

- (1) 村役場で住民票の異動手続き(転居届)をしてください。
- (2) 転居により通学区域(別紙1) が変わったときには、「**1 村外転出の手続きについて**」 と同様の流れで転校の手続きをします。
- (3) 学区外の学校を希望する場合は、村内であれば「指定校変更の申立」を提出する必要がありますので中島村教育委員会へご連絡下さい。

3 転入の手続きについて

- (1) 異動先の市町村役場で、住民票異動手続き(転入届)をしてください。
- (2) 異動先の市町村教育委員会へ、元の学校から受領した**在学証明書・教科書給与証明書**を 提示し、入学願書など必要書類を提出します。**転入学通知書は後日、発送されます**。
- (3) 異動先の学校へ、直接訪問するかまたは電話で、お子さまの氏名・学年・生年月日・性別・登校する月日・準備するものについて確認し、お子さまと一緒に訪問してください。 その際、元の学校から受領した**在学証明書・教科書給与証明書・氏名ゴム印**を持参してください。
- (4) 学校指定の運動着・制服等は中島村内の亀屋(別紙2)で購入して下さい。
- ※ なお、<u>年度途中で転入する場合、学期末・学年末まで転入前の学校へ就学する「**区域**</u> **外就学**」を希望する場合は、事前に転入前の市町村教育委員会へご相談ください。

〈連絡先〉中島村教育委員会 ☎0248-52-3483 中島村立滑津小学校 ☎0248-52-3191 中島村立吉子川小学校 ☎0248-52-3193 中島村立中島中学校 ☎0248-52-3192

(別紙1)

中島村では、住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっています。

『中島村公立小学校及び中学校の通学区域に関する規則』

第1条 中島村公立小学校の通学区域は別表に定めるところによる。中学校については通学区域は村内一円とする。

別表

滑津小学校	大字滑津、大字松崎、大字中島字大池下及び三桝郷
吉子川小学校	大字川原田、大字吉岡、大字二子塚、大字中島字天神西、天神東、
	天神前及び西前

(別紙2)

亀屋 中島村大字滑津字中島西 2 Tm 0248-52-2239





至 棚倉